資料編

1 米原市介護保険条例(抜粋)

平成17年2月14日 条例第116号

目次

- 第1章 市が行う介護保険(第1条)
- 第2章 保険給付(第2条・第3条)
- 第3章 保健福祉事業(第4条)
- 第4章 地域包括支援センター(第5条~第7条)
- 第5章 保険料 (第8条~第16条)
- 第6章 介護保険運営協議会(第17条~第20条)
- 第7章 罰則 (第21条~第25条)
- 第8章 雑則 (第26条)

付則

第6章 介護保険運営協議会

(介護保険運営協議会の設置)

第17条 市の介護保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、米原市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第18条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

- 第19条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 被保険者を代表する者
 - (2) 保健医療を代表する者
 - (3) 介護の経験を有する者
 - (4) 公益を代表する者
 - (5) 介護サービス事業者を代表する者
- 2 市長は、前項第1項に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(任期)

- 第20条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

2 米原市介護保険条例施行規則(抜粋)

平成17年2月14日 規則第94号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 被保険者(第2条~第8条)
- 第3章 認定(第9条~第12条)
- 第4章 保険給付(第13条~第23条)
- 第5章 保険給付の制限等(第24条・第25条)
- 第6章 保険料等 (第26条・第27条)
- 第7章 介護保険運営協議会(第28条~第32条)

付則

第7章 介護保険運営協議会

(審議事項)

- 第28条 米原市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の審議事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 法第117条に規定する市の介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)の進行管理 に関すること。
 - (2) 事業計画の策定および変更に関すること。
 - (3) 地域密着型サービスの指定に関すること。
 - (4) 地域密着型サービスの指定基準および介護報酬の設定に関すること。
 - (5) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が必要と判断した事項
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、市の介護保険事業の運営に関する重要事項

(会長)

- 第29条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が 職務を代理する。

(会議)

- 第30条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第31条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(協議会の会長への委任)

第32条 第28条から前条までに規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会 長が定める。

3 米原市介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

分類	氏 名	所 属 等	備考
被保険者を 代表する者	和田倬也		会長
	宇於崎 誠 子		
	松岡英美		
保健医療を	畑 野 秀 樹	地域包括ケアセンターいぶき	
代表する者	工藤寛	湖北医師会 (工藤神経内科クリニック)	
	西堀正次		副会長
介護の経験を 有する者	松村武温		
	樋口幸子		
	小野兵衛	业匠士兄先系员旧辛禾员	
公益を 代表する者	上田善和	米原市民生委員児童委員	
	野一色順子	米原市女性の会	
介護サービス 事業者	田中博夫	社会福祉法人 米原市社会福祉協議会	
を代表する者	吉田良造	社会福祉法人 青祥会 坂田青成苑	
	松居伸二朗		
公募委員	眞 野 美佐子		
	西口晴子		

4 用語集

	用 語	説明
あ行	アセスメント	高齢者の心身の状態や生活状況を把握した上で、現状を分析し、より良い介護サ ービス提供等に結び付けるための検討を行うこと。
	栄養改善	低栄養状態にある高齢者に対し、管理栄養士が中心となって計画的に栄養改善を 行うサービス。栄養バランスのとれた食事のとり方等について、個別に相談する。デ イサービスや通所リハビリテーションなどのサービスにおいて提供される。
	NPO(NPO 法人)	Non Profit Organization の略で民間非営利組織をいう。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けた NPO 法人(特定非営利活動法人)をいう。
か行	介護報酬	介護保険制度において、事業所や施設が利用者に介護サービスを提供した場合に、その対価として支払われる報酬をいう。介護報酬は、サービスの種類ごとに、平均的な費用等を勘案して設定されており、原則として、9割が介護保険から支払われ(介護保険給付)、残りの1割が利用者の自己負担となる。(例外として、居宅介護支援事業所のケアマネジャーや地域包括支援センターの保健師等によるケアプランの作成については、1割の利用者自己負担はない。)
	介護予防	高齢者ができる限り要支援・要介護状態に進むことなく、健康でいきいきした生活を 送れるように、また、介護保険で要支援・要介護と認定された場合でも、状態がさら に進行しないように支援すること。
	かかりつけ医	家庭の日常的な診療や健康管理をしてくれる身近な医師のこと。また、入院や検査が必要な場合などに、適切な病院・診療所を指示、紹介してもらうことができる。
	ケアマネジャー (介護支援専門員)	利用者の身体的状態等に合わせ、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者等との調整や、プラン作成後のサービス利用状況等の管理を行う者。資格は、保健・医療・福祉サービスの従事者で一定の実務経験をもつ者が、都道府県の行う試験に合格し、所定の実務研修を修了することによって得られる。
	ケアプラン(居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画)	在宅の要介護者等が、介護サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間および事業者を定めた計画
	権利擁護	認知症高齢者等判断能力が不十分な利用者の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)、苦情解決、運営適正化委員会などが規定されている。また、民法では成年後見制度が規定されている。
	高齢化率	総人口に占める 65 歳以上人口の割合
さ行	在宅介護	施設への入所や、病院への入院によらずに、それぞれの生活の場である自宅で介護を行うこと。介護保険法では「可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。」とされており、在宅介護を理念の1つとしている。
	社会福祉協議会	社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。都道府県、市町村にそれぞれ組織されている。
	社会福祉法人	特別養護老人ホームの運営など、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉 法の定めに基づき設立される公益法人の一種
	自立支援	加齢や疾病に伴い、自立して生活することに不安のある高齢者に対して、自らの意思に基づきその能力と状態に応じた日常生活ができるように支援すること。

	用語	説明
さ行	シルバー人材センタ ー	健康で働く意欲をもつ定年退職者等の高年齢者の希望に応じた臨時的・短期的な 就業またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、提供することにより、 生きがいの充実および福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目 的として設立した公共的な法人
	生活機能	自立した生活を送るために必要な能力全般のことであり、他者との交流など社会的な活動能力も含めた機能のこと。
	生活習慣病	これまで「加齢」という要素に着目して用いられてきた「成人病」を生活習慣という要素に着目してとらえ直し、再定義された概念。平成8年12月の公衆衛生審議会の意見具申において、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義された。
	成年後見制度	認知症や障がいにより判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等(身寄りがない場合は市町村)の申立てにより家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等(後見人・補佐人・補助人)を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上相談や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。
た行	地域福祉計画	社会福祉法に基づき策定する。地域に住む誰もが地域社会を構成する一員としていきいきと日常生活を営むことができるよう、市民が福祉や健康をはじめとした生活課題に自ら取り組み、互いに支え合うことができる地域福祉を推進している。
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などの様々な支援を行う機関
な行	認知症	アルツハイマー病や脳血管障がい等により脳の機能が低下することで、「もの忘れ」や「判断力低下」などが起こる病気。その結果、他人とのコミュニケーションがとりにくくなったり、周りの状況にあわせた行動がとれなくなったりする。 認知症の人は、何もわからなくなるということではなく、本人も自分が情けないと思ったり、自分が崩れていくような不安を感じるなど、大きなストレスにさらされている。
は行	バリアフリー	もともとは建築用語で障壁となるもの(バリア)を取り除き(フリー)、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけではなく、全ての人にとって日常生活の中に存在する様々な(物理的、制度的、心理的)障壁を除去することの意味合いで用いられる。
	包括的・継続的ケア マネジメント支援	要介護高齢者の居宅生活を支援するために、主治医や介護支援専門員、施設などが円滑に連携を図ることができるような環境を整備すること。地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが中心となって取り組む。
ま 行	民生委員児童委員	民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職。児童福祉法の児童委員を兼ね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っている。
や行	ユニット	10 人以内の少人数で構成される「生活単位」
	ユニバーサルデザ イン	高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。
	要介護認定	介護保険のサービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要がある。サービス利用希望者からの申請により、市町村が訪問調査結果等にもとづき認定する。介護の必要度(要介護度)は「要支援1~2」「要介護 1~5」に分かれる。